

大項目	中項目	小項目	概要	
土地利用に関する方針	都市計画区域の再編	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域：人や物の動き、都市の発展を見通し、地形を踏まえ、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全を図る区域</li> <li>○都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、地域の実情などに配慮しながら、都市計画区域のあり方について、適宜検討を実施</li> </ul>	
	用途地域の指定見直し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玉名市役所本庁舎周辺、既存の商店街、旧玉名市役所周辺、新玉名駅などが立地する「中心拠点」「交通拠点」</li> <li>○県北地域の発展を主導するエリアとして、計画的な都市空間の形成を推進</li> <li>○自然的土地利用：本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設整備を推進</li> <li>○用途地域内において用途混在の市街化が進行しているエリア：適正な用途地域への変更について検討</li> <li>○社会情勢や都市構造の変化などを踏まえて、土地利用の適正化を図るため、適宜、用途地域の指定見直しを検討</li> </ul>	
	市街地ゾーン	中心商業地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧玉名市役所周辺：便利でにぎわいのある市街地の形成へ。旧庁舎跡地については、立地適正化計画において、都市機能誘導区域に位置づけ、有効活用や積極的な都市機能の誘導を図る。</li> <li>○公共施設跡地などの大規模空閑地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地等の未利用地においては土地の有効活用を図る。</li> <li>○玉名温泉街：来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくり</li> <li>○玉名駅：都市計画道路の検討と併せ、バス・タクシー・近隣駅との連携を強化する取組の推進、交通結節点としての機能向上。大野下駅、肥後伊倉駅との連携した公共交通システムの検討。</li> <li>○玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワーク確立によるアクセス性の向上</li> <li>○既存の商店街：安心・安全で快適な歩行空間の確保、統一感のある街並み景観の形成推進</li> <li>○基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ<b>密集市街地(高瀬地区)</b>：地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進</li> </ul>
		近隣商業地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>県道玉名停車場立願寺線沿道</b>：新玉名駅周辺等整備や公立玉名中央病院跡地活用等と連携し、魅力ある商業地の形成、良好な街並み景観の形成</li> </ul>
		沿道サービス地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>県道寺田岱明線沿道</b>：都市機能誘導区域内にロードサイド型の商業施設(量販店・飲食店など)の秩序ある立地を誘導</li> </ul>
		住宅地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地</b>：中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区には中密度住宅地を配置 ※上記以外の地区については低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導</li> <li>○中心商業地区、近隣商業地区においても、高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進、多世代によるコミュニティ形成を促進</li> <li>○住宅地区内において、<b>自然的土地利用が残存するエリア</b>：計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設整備を推進</li> <li>○遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、土地の有効活用を推進</li> </ul>
		住居系調整地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>国道208号沿道の住宅地区に隣接する用途地域を指定していない地区</b>：無秩序な宅地化を抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、適正な誘導施策について検討</li> </ul>
		産業地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>県道寺田岱明線沿道において、既に工場が立地している地区</b>：周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持、(遊休地が生じているところがあるため)更なる企業立地の促進</li> <li>○<b>三ツ川地区</b>：企業立地推進計画の中で重点促進区域として位置付けを行っていく等検討</li> </ul>
		玉名市役所本庁舎周辺地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○玉名市文化・行政拠点特別用途地区に指定しており、文化活動の拠点としての機能維持、行政サービス機能の集積・強化を図る</li> </ul>
		新玉名駅周辺地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、周辺の土地利用との調和、適正な機能の誘導</b></li> <li>○駅南の幹線道路沿い：商業系の機能を中心に誘導、地区内のインフラ整備を進めながら、県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成へ</li> </ul>
		田園ゾーン	農業地区	
	集落地区			<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>都市計画区域内の用途地域を指定していない既存集落</b>：地区計画制度の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度の活用などを検討</li> <li>○<b>その他農業地区内に形成される集落地</b>：住環境の維持・向上</li> <li>○交通アクセスが弱い地区でもあるため、<b>利用者のニーズに応じて、中心地へのアクセス利便性の向上に向けた取組を推進</b></li> </ul>
	中山間ゾーン	森林地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>本市北部の小岱山に連なる丘陵地</b>：豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用</li> <li>○<b>有明海を望む天水地区の丘陵地</b>：中山間直接支払事業や果樹経営支援対策事業等を活用し、生産活動の維持や丘陵地の環境保全へ</li> <li>○土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されており、引き続き、原因対策の実施や警戒避難体制の整備へ</li> </ul>
	臨海ゾーン	有明海及び海岸部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川環境や生活排水対策、水循環を考慮した総合的な水産資源の保全へ</li> <li>○<b>鍋松原海岸</b>：地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興へ</li> </ul>
	拠点形成に関する方針	中心拠点	旧玉名市役所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者への市場調査を行うなど、便利でにぎわいのある市街地形成へ</li> <li>○<b>旧庁舎跡地</b>：立地適正化計画で都市機能誘導区域に位置づけており、一層拠点エリアとしての求心力向上を図るため、有効活用や積極的な都市機能の誘導を図る</li> </ul>
			玉名市役所本庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>歴史博物館ころピアや玉名市民会館立地に伴う文化活動の拠点としての機能維持、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化</b></li> </ul>
			既存の商店街	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>既存の商店街</b>：安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成推進、地域の特性を活かした賑わい空間の形成を推進</li> <li>○<b>高瀬地区の商店街</b>：景観条例(景観計画)及び地区計画により、引き続き、街並み景観の形成を推進</li> </ul>
		地域拠点	岱明支所周辺・横島支所周辺・天水支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>周辺の公共・公益施設の集約化</b>や、生活サービス・文化交流機能の維持・向上</li> <li>○地域拠点を起終点とした地域交通のあり方の検討、交通空白地域の解消、持続可能な交通体系の構築へ</li> </ul>
交通拠点		新玉名駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>新玉名駅周辺等整備基本計画に基づき、民間活力などの導入による開発を誘導、無秩序な開発とならないよう働きかけを実施</b></li> <li>○駅舎イメージ「森の中の駅」を尊重し、周囲の田園風景との調和にも配慮した景観の形成へ</li> <li>○<b>駐車場は周辺の開発等の動向を踏まえて、指定管理制度による維持管理を継続</b></li> </ul>	
		玉名駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心拠点、観光拠点などの都市内の各拠点間を連絡する公共交通への乗換え利便性の強化に向けた交通結節点の機能の向上。<b>玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅までの歩行者・自転車ネットワークの確立によるアクセス性の向上。</b></li> </ul>	
観光拠点		玉名温泉や小天温泉など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>玉名温泉街</b>：広域的な観光連携も視野に入れ、新玉名駅へのアクセス向上や来訪者が安全・安心に訪れやすいまちづくりへ</li> <li>○観光資源となりえる市内に残る文化遺産の調査を行い、地域での保存・活用の取組の継続実施。文化財保護と活用の核になる人材の育成の実施。</li> </ul>	
交流拠点		公園など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>蛇ヶ谷公園や桃田運動公園、岱明中央公園などの公園など</b>：人や自然との交流の場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動の場として機能の集積・充実へ。玉名市地域防災計画に<b>指定緊急避難場所</b>としても位置づけ、計画的な整備実施。</li> </ul>	
		鍋松原海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>市民団体と連携し、主に砂浜活用を中心に推進することで、レクリエーションによる交流機能の維持・向上へ。</b>既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備へ。</li> </ul>	

分野別まちづくり方針 概要

大項目	中項目	小項目	内容
都市施設整備に関する方針	道路・交通	広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道208号（荒尾-玉名-熊本(北区)）、国道501号（長洲-玉名-熊本(西区)）、県道玉名立花線～玉名山鹿線（玉名-山鹿）、県道熊本玉名線（玉名-熊本(中央区)）を広域幹線道路として位置づけ</li> <li>○県道寺田岱明線から玉名駅を跨ぎ、市道中小野尻線・農免農道北牟田尾田線を通り、県道熊本玉名線と接続する広域幹線道路を新たに整備。旧国道208号高瀬大橋付近で発生する慢性的な交通渋滞の緩和、横島・天水地区から玉名市中心市街地までの移動時間の短縮、玉名駅下町線（亀甲商店街）の交通量の減少へ。</li> <li>○既設の県道玉名停車場立願寺線と合わせて、県道熊本玉名線から国道208号までの縦断ルートの確立へ</li> <li>○有明海沿岸道路（熊本県側）の熊本市～大牟田市間は継続して候補路線から計画路線への指定を要望</li> </ul>
		都市内幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域幹線道路や主要な都市、交通結節点を結ぶ道路として都市内幹線道路を整備</li> <li>○国道501号と国道208号を連絡する、都市計画道路岱明玉名線-築地中線-玉名駅平嶋線の一部区間の整備を検討し、中心市街地と県道熊本玉名線を連絡する玉名駅と交差し市道中小野尻線と接続する道路を整備</li> </ul>
		街なか幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な都市計画道路の策定のため、規模・区域の見直し、廃止を検討</li> <li>○高齢化社会や脱炭素化社会の構築を視野に、「歩きたくなるまち玉名」をコンセプトに安全安心に歩ける道づくりを推進</li> <li>○玉名駅周辺から玉名温泉街、新玉名駅を連絡する歩行者・自転車ネットワークを確立</li> <li>○安全な歩行空間を確保するとともに、道路規格の小規模化を推進</li> <li>○ユニバーサルデザインの推進のため、段差・起伏の解消、安全な歩行空間の確保、ベンチ整備等を推進</li> </ul>
		生活幹線道路など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路など市民に最も密着し市内の交通ネットワークを担う生活道路網</li> <li>○舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備</li> <li>○玉名温泉街や高瀬商店街：主要な公共施設や各種集客施設周辺を中心に、道路幅の確保や歩道のバリアフリー化、電線類の地中化などによって、すべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保へ</li> </ul>
		各種公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー化などによって利用促進、JRや他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上へ</li> <li>○公共交通空白地域：市街地循環バスや利用者の要望に応じて運行している乗合タクシーなど、地域密着型の公共交通の導入・見直しへ</li> </ul>
公園・緑地	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流拠点として位置づける「蛇ヶ谷公園」、「桃田運動公園」、「岱明中央公園」など：人と人、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場として、さらなる機能の集積・充実へ</li> <li>○密集市街地：地域の避難場所となるオープンスペースの配置へ</li> <li>○指定緊急避難場所として位置付けている都市公園など：防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備</li> <li>○「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した公園施設は再整備へ</li> <li>○農地：営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用へ</li> <li>○山間部の集落など：開発の際に、広場などを整備するように促進（森林との一体的活用を考慮して配置）</li> <li>○市街地内の社寺林や河川緑地：地域住民等との協働のもと、一層の魅力化へ（豊かな緑地空間の確保へ）。とくに河川緑地については、地域住民等との協働での美化活動及び利活用が行われており、今後もこのような形で一層の魅力化を推進。</li> </ul>
		河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高瀬地区の菊池川一帯：引き続き、河川管理者と地域住民との協働により、親水空間やレクリエーション空間の創出へ</li> <li>○「菊池川水系流域治水プロジェクト」に基づき、水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫を推進</li> <li>○境川の県管理区間：河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化。市管理区間も計画的な整備推進へ。河川改修は、県や市、地域住民が一体となって推進。</li> <li>○唐土川、尾田川：河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化</li> <li>○市内を流れる河川：美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」の推進</li> <li>○「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみのもてる自然環境の保全、市民の水質浄化意識の向上へ</li> <li>○市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、河川の環境保全を推進</li> </ul>
		河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道：老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進。運転管理や維持管理体制の効率化。</li> <li>○下水道：衛生的な環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進へ</li> <li>○「公共下水道整備計画」における計画区域内の整備を実施、早期完了へ</li> <li>○未整備地区については、最適な手法により整備を推進</li> <li>○新玉名駅周辺の公共下水道整備については、新玉名駅周辺の道路整備等に併い、下水道整備を実施</li> <li>○雨水管路などの整備を検討</li> <li>○個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付、公共浄化槽の整備を引き続き推進</li> <li>○横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」：汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化へ</li> </ul>
自然環境保全に関する方針	山間部・丘陵地の保全・活用	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全へ</li> <li>○小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々：小岱山系については、小岱山森林公園整備連絡協議会、金峰山系については、くまもと自然体養林金峰山地区保護管理協議会にて、公益的機能の維持・向上へ</li> <li>○関係機関と連携して廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、豊かな自然環境の保護へ</li> <li>○里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取組を検討</li> </ul>
	河川の保全・活用	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「菊池川流域同盟」の諸活動を、引き続き、積極的に実施</li> <li>○市民への生活排水路の定期的な清掃を促し、河川の環境保全を推進</li> <li>○自然保護、環境保護のための十分な配慮のもと河川改修を実施</li> </ul>
	市民の環境保全意識の向上に向けた施策	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止のため、第2次玉名市環境基本計画に基づき、各種取組の実施や市民から評価をいただく運用を実施。引き続き、このような形で、市民一人ひとりが地球温暖化防止の意識を深めるための啓発へ。</li> <li>○地域や学校への環境学習の事前講座を実施、家庭などにおけるグリーン購入やリサイクル活動の推進</li> <li>○保育園や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動を推進</li> <li>○令和3年、本市と専修大学玉名高等学校との間で、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けた人材育成推進に関するパートナーシップ協定を締結。地域との連携のもと、SDGs達成に向けた取組を、引き続き、推進拡大。</li> <li>○様々な公害に対する情報把握、市民の不安解消、苦情などの迅速対応</li> <li>○菊池川流域同盟による環境保全活動を、インターネットなどメディアで、全国へ情報発信</li> </ul>

分野別まちづくり方針 概要

大項目	中項目	小項目	内容
景観形成に関する方針	『関わる』『感じる』景観まちづくり	—	○景観イベントの実施や大学との連携、眺望点の整理等を通じて、市民、団体の景観まちづくり活動の参加促進
	『守る・育む』景観まちづくり	—	○小笠山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい文化的景観や自然的景観の保全の推進 ○大規模建築物や太陽光発電施設の新規立地にあたっては、一定のルールに基づいた立地を促進
	『住みたくなる』『歩きたくなる』景観まちづくり	—	○住みたくなる、歩きたくなるまちの創出につなげるため、歴史的な景観、まちなみの修景やサイン整備を推進 ○高瀬・栗川地区などの歴史的町並みが残る地区や、周辺整備が予定されている新玉名駅周辺地区、主要な幹線道路沿道では、建物の形態、色彩、看板などに配慮した街並み景観の形成を推進 ○さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、電線類の地中化を促進
	『眺ることができる』『防れる』景観まちづくり	—	○景観・歴史を語り伝える人材の育成や景観資源・景観まちづくり等の情報発信をすすめ、景観まちづくりに対する興味・関心・意欲の醸成へ
安全・安心のまちづくりに関する方針	各種災害に対する防災基盤の強化	—	○被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進 ○建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進、避難路や避難場所、延焼遮断帯となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路の確保を推進 ○水害の多発地帯においては、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制 ○山間部などにおいては、土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されており、引き続き、原因対策の実施や警戒避難体制の整備へ ○学校施設は地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修や改築など計画的な整備を実施へ ○熊本地震の経験・教訓を踏まえ、これまで以上にハード対策・ソフト対策の両面から都市防災への強化を実施
	災害発生に備えた事前準備（復興事前準備）	—	○市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化、市民の防災意識の高揚へ ○自主防災組織のさらなる充実、地域の防災力の一層の向上 ○防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップなどによる情報提供・防止知識の普及など、被害の未然防止や被災などの災害予防対策の実施 ○ピクトグラム（絵文字、絵単語、サイン）を用いた情報案内板の設置等、誰もがわかりやすい情報提示 ○災害時の倒壊、延焼等の被害が懸念される区域については、道路整備や建築物の耐震化・燃焼性の推進等の取組を推進 ○復興まちづくりによって目指す都市の将来像や、形成していく都市構造を次の視点で踏まえ検討 1. 大規模災害発生前より災害に強いまちづくりを行う 2. 将来を見据え、持続可能な集約型都市構造を形成する
	防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取組	—	○行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化へ ○「玉名空家等対策計画」に基づき、関係団体と連携し、危険箇所や危険性の高い空家などについて把握、速やかな老朽危険空き家の除却を促進するための施策を検討。対策が必要な箇所には、防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備の推進。
	交通安全の取組	—	○市街地内や集落内の生活道路：車輪速度や通過交通の流入を抑制、交通量の多い幹線道路や通学路では、歩道を設置するなど歩行者と車を分離、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保へ ○危険性が高い場所については、集中的な事故防止対策のほか、温泉街や商店街、住宅密集地では、車輪速度を抑制する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせ実施。「人」の視点に立った交通安全対策の推進。
	生活インフラ維持への取組	—	○高齢者が地域から孤立したり、日常生活に過度な負担がかかたりすることがないよう、コミュニティの維持、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能な地域公共交通の導入・見直しへ
市民参画・福祉のまちづくりに関する方針	住民自治・地域コミュニティなどの充実のための活動	—	○市民参加や市民協働の推進に関する指針の制定を検討、協働のまちづくりを推進 ○玉名市自治基本条例に則り、協働のまちづくりに対する制度設計を実施
	地域自治のための活動の展開	—	○地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援 ○地域社会を学ぶ教材としての伝統芸能の活用を推進、継承のための後継者育成に向けた仕組みを検討 ○若者が地域理解の機会を得ることで、市民の一員としての自覚と、まちづくりの主体としての行動の場を支援 ○地元の水産物などを活用した6次産業を確立するため、生産から加工、販売までを実施する事業者を支援 ○農業に関する情報発信の積極実施、農業経営に意欲を持つ1ターナー・1ターナーの転入者の新規就農を促進、地域との協働のもと農業の受け皿づくりへ ○漁業については、特産品の開発・充実、地産地消や6次産業を推進。漁業体験や朝市などの観光への対応も充実、それらの活動を支える体制づくりへ。
	九州看護福祉大学との連携	—	○公設民営で設立された県北唯一の大学。生涯学習や健康推進などの様々な情報発信や地域との交流の拠点。さらなる交流機能の維持・向上へ。
	ウォーカブルなまちづくりの推進	—	○高齢者、障がい者などの歩行や車椅子、ベビーカーなどの利用に配慮した歩行空間の確保、段差の解消、舗装面の凹凸や過度の傾斜の解消 ○中心拠点や交通拠点：バリアフリー化やベンチ、ポケットパーク（小広場）の整備など、「歩きたくなるまち玉名」の実現に向けて、様々な歩行者環境の向上を目指した施策を展開 ○「歩きやすいまち」に沿って各種公共・公益施設や交流施設を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進 ○保育所や幼稚園、小学校などへのアクセス道路の安全快適性の改善 ○生活道路を中心とした地域に密着した道路：歩行者・自転車の安全を確保するため、車輪速度の抑制や通過交通の抑制など、事故抑止対策を実施
	公共・公益施設の整備・改善	—	○公民館、図書館などの公共・公益施設については、施設のバリアフリー化を継続、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入 ○店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るための啓発の実施
	市民のニーズに応じた住まいの確保	—	○市民誰もが住を確保できるような住宅施策の推進 ○高齢者や障がい者の意見を活かしたバリアフリー対策の推進、超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進 ○「玉名市公営住宅長寿化計画」に沿って、計画的な公営住宅の建て替えや老朽化が著しい公営住宅の改修の実施、公営住宅周辺の環境面の整備、住みよい住環境づくりへ。
	地域福祉を担う人材・団体の活動促進	—	○歴史博物館こころピアや玉名市民会館立地に伴う文化活動の拠点としての機能維持、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化
	地域福祉ネットワークの構築と拠点確保	—	○身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりへ ○既存の公設施設（保健センター、福祉センターなど）、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、地域福祉活動の拠点として利活用できる仕組みづくりの推進
	地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進	—	○子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで推進 ○すべての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいた、道路や施設などの生活環境の整備、移動手段の確保